

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷五十第

行發日一月二十年一十正大

論叢

相續税に於ける特殊累進に就きて

法學博士 神戸 正雄

勞農露國の農業

法學博士 河田 嗣郎

マルクス氏の集産主義の實行難を論ず

法學博士 田島 錦治

基督教文明の發展概論

法學博士 財部 靜治

經濟道と經濟術

法學士 作田 莊一

資料

中央市場論并に食料品配給費研究

法學博士 戸田 海市

說苑

リストと歴史派經濟學

法學士 山口 正太郎

我の都市及地方に於ける婚姻の統計的觀察

經濟學士 岡崎 文規

雜錄

無責任なる翻譯の一例

法學博士 河上 肇

原田學士譯ボーリー經濟學原論

經濟學士 小川 福太郎

價格指數に就て

法學士 汐見 三郎

附錄 . . . 本誌第十五卷總目錄

勞農露國の農業

河田 嗣 郎

一 農奴解放より革命迄

昔の露西亞は有名な農奴制の國であつた。歐洲の他の諸舊國に在つては、夙に農奴解放の行はれたるに拘らず、露國に在つては、十九世紀の中葉に至る迄、農奴制の存續を見た。そして農奴制の下に於ける農民が如何に無智で其の經濟と生活とが如何に幼稚で、従て一般的に露國の農業状態の如何に不健全なるものであつたかは、人のよく之を知る所である。露國の歴史と農業經濟状態とに就いて専門の智識を有する者の之を知つて居るばかりでなく、トルストイの小説「農奴時代」や「地主の朝」などに依つて、専門外の人の間にも、よく知れ渡つた事實である。又ドストイエフスキーやツルゲチーフの多くの小説にも、其の實狀を髣髴せしむるに足る描寫がある。

然るに終に露國に在つても、一八六一年二月十九日の勅命は、アレキサンダー二世に依て農奴の解放を行ふこととなつた。而して此の農奴解放の事實は、露國の農業に取つては、實に多大の効果を及ぼしたものであつて、然かも其の効果は、寧ろ種々の困難を齎し、露國の農業をして、一九〇五年の革新を餘儀なくせしめ、又一九一七年の大革命を實現せざるを得ざらしめたる遠因

を爲すに足るものであつた。

農奴の時代に在つては、貴族地主の財産は、其の所有農地と併せて之に附屬せる農奴（農奴の中には小商人も手工業者も含まれて居た）とであつた。然るに農奴が一と度解放せらるゝことゝなるや、地主は急に其の農業經營の方法を革め、新たなる貨幣經濟組織の下に、雇傭勞働に依る經營を行はねばならぬことゝなつたが、元より地主には之を行ふに足る智能上の用意もなければ、又貨幣經濟を取賭ふ腕もなかつた。されば地主は農奴解放の爲めに徴收せられた土地に對しては、政府より賠償證券の交付を受け、之を賣つて資金にすることも出来たのだが、其金は浪費されたり慣れない事業の爲めに損失したりして、殆んど多く露西亞の農業の發達の爲めに貢獻する所はなかつた。又地主等は地主銀行の組織されたるに依り資金借用の便利を得た爲めに約十五億留の融通を受けたが、此の巨額の資金は大部分無意義に消費さるゝ所となつてしまつた。斯くて又地主の所有する地面は、政府の扶助あるに拘らず漸次其手を離れ、農民解放以前には凡そ一億五百万町歩の土地が貴族大地主の手中に在つたのに、農民解放と共に七千八百万町歩に減じ、一八九三年には就中たゞ五千六百万町歩となり、其後も引續いて減少を續した。そして其の地面は大抵自作農民や商人や都市在住者の手に歸してしまつたのである。

斯くの如く一八六一年の農民解放は、貴族農業に對しては一大痛棒だつたが、それは又農民階

級に對しても、經濟的には見掛によらぬ實效少き結果を及ぼせるに過ぎなかつた。即ち當時解放されたる農民に對しては、中央露西亞に於ては一戸當り約四町歩の地面が給與されたのであつて、此の面積は、そが農地として纏つて居り又その經營が甘くさへ行はるれば、以て一家を養ふに足り、少々の勞働の餘裕を以て大地主の農場に日傭として勞働することの出来る程度のものであつた。然るに實際に於ては、農奴解放に附隨したる思想上の要求が不適當なる道筋に依て満さるゝことゝなつた爲めに、其の土地は農地として甚だ價値薄きものたらしめられた。其の思想上の要求とは、土地分配に關する公平の要求、北部及中部露西亞に固有なる土地共有の觀念、租税に關する共同責任、村落團體内に於ける各人は苟も成年者たる限り土地に對して一人前の要請權を有すとする觀念之である。

即ち先づ土地分配に關する公平觀の爲めに、分配さるゝ四町歩の土地は一纏にして與へらるゝことなく、上中下等の土地を公平に頒つといふ考から、彼所に一筆此所に一筆といふ風にして合計四町歩が與へらるゝものとせられた。此が爲めに農家は其の住宅と所有地と隨分離れて存在する不便を忍ばざるべからざることゝなり、遠い所になると一里半乃至二里半も隔つて居る有様だつた。従て農家は其の經營の爲めに十分なる力を致すを得ず、肥料の如きも之を遠隔の畑地まで持運むで行くのが大變なものだから、之を畑には持て行かないで住宅附近の路傍に放置するやう

なことになる、結局農地は面積の上では四町歩あつても、實際經營上に於ては半分か三分二しか役に立たず、百姓は之が爲めに甚しく農地の狭少を感ぜざるを得なかつた。

斯かる状態あるに加へて、尙ほ昔からの土地共有の觀念が遺つて居り、耕作はやはり三圃式に行はれるやうな有様だつた爲めに、各人は他の人々の種を播く時に播き、刈入るゝ時に刈入れ、放牧する時に放牧せなければ、他人より後れば折角播いた種子も踏みにぢられたり、刈入れぬ收穫物は他人の家畜の爲めに喰はれたりするものだから、各人はたゞ在來の事をする以外、自己のイニシアチヴに依て新しい試をすることは出来なかつた。それに又土地は共有で時々地割を更新する所から、各人は自分獨り餘分に働いて土地を肥やして見た所で其の利益は自分のものにはならないで、却つて他人の懐に入ることゝなるを思つて、やはり銘々たゞ在來りのことをするだけに止めた。

それに又第二には、昔からの租税共同負擔の慣習のために、怠惰なる者あれば、部落は共同の負擔として其男の分までも皆で負擔せなければならず、怠惰なる者は之をよいことにして飽迄情けて過すことゝなつた。

然るに更には又村落内の各人は土地に對して要請權を有すとせらるゝ所から、人口の増加するに連れて土地分配の一戸當りの面積は縮小せざるを得ざることゝなつた。即ち歐羅に於ける五十

縣の實狀に於て、一八六一年には平均一戸當りの農地約四町八反歩だつたものが、一八八〇年には三町五反に減じ、一九〇〇年には二町六反となつてしまつた。二町六反ばかりの土地は、露國の畑作實狀を以てすれば、實に生きて行くには餘りに狭く、死ぬるには餘りに廣い譯だつたのである。¹⁾

先づ斯かる有様で以て、農奴解放以來露國の農民は、常に農地狭きに苦しみ、土地欲しさといふことが、彼等の夢寐にも忘れ得ぬ願望だつたのである。

斯くて即ち露國の農民は、其の生計年と共に困難に趣いた。租税の滞納は年々に累積し、中露二十二縣に於ては一八八〇年代の終りには農家の一割三分は一頭の耕馬をも所有せざる有様だつた。凶作に際しては政府より食糧支給をせなければ百姓は食ふべき貯蓄を有せなかつた。されば此の地方の百姓は、耕地は家の女や子供に委かせて置いて、自らは南方露西亞に出稼して小麦耕作の季節的移轉労働者となるか、然らざれば一家引擧つて西伯利移住を企てる者多數なるに至つた有様である。されば露西亞に在つては、農民は其の生計の困難の爲めに、夙に革命を喝望して居た次第で、土地に對する希求の叫は全國に響き渡つて居たのである。一九〇五年及び一九一七年に於ける革命は、實に此の多年の暗流の迸發したるに過ぎぬ。

即ち一九〇五年の革命を承けてストリピンは、露國在來の共有的土地制を革めて、之に個別的

1) Prof. E. von Stern, Die russische Agrarfrage und die russische Revolution, Halle a. S. 1918, S. 18-24.

私有制を布くこと、し、以て露國農業の柱石となるべき自作農民の創成と増加とを圖ること、した。而して之が爲めに農民の間に於ける土地分配上の公平觀や、各人の土地に對する要請權の思想や、殆んど亡滅するに至つたけれども、眞實に露國に於ける農業状態を健全にする事業は容易には到達せられ得ない大事業であつて、依然として農民の間には、土地慾しさの熱望が沸き返つて居たのである。

而して一九一七、八年に於けるボルシエヴィズムの勝利は、此の不滿なる農民の革命幫助に依つて實現せられた次第であつて、勞農露國の政治家は、主義としては土地の共有制の完全なる建設を爲さんとしたけれども、其れに到達する第一歩の手段としては、先づ大農地の沒收分割を農民自身の手に行はしむること爲し、之に依つて革命は成就せらるゝと同時に、百姓は其の多年の喝望たる土地のより大いなる分配に預ることゝなつて、其の土地に對する饑渴は先づ兎も角も一通り鎮められることゝなつた。

二、共産主義と自作農制

一九一七年の革命が成就してボルシエヴィキが政權を握つてから今日に至る迄に於て、露國の農業に對する政治は凡そ三段の變化を経過したといふことが出来る。即ち第一期は一九一七、

八年を通じての時期であつて、第二期は一九一九年の初頃より一九二二年の春に及ぶ時期であり、第三期は一九二二年春以後の時期である。之を其の内容からいへば、第一期は農業に對して外形的には其の社會化が宣明せられたるに拘らず、農村の實狀に於ては其の個人主義化の盛に行はれたる時期である。第二期は革命政府が露國農業の社會化の爲めに、其の組織に關する方針を定め、其の實行の爲めに大ひに努力し、然かも終によく十分に其の目的を遂行するを得ず、農業の共產主義化若くは社會主義化が實驗的試練を経たる時期之である。然るに第三期はレーニンの政治が終に一時の農業社會化の手を緩め、他の一般政治に於けると同様に、氏の所謂國家資本主義に退却し、窮局の目的はやはり完全なる社會主義化に在るけれども、暫時の手段として、或は目的に達する道行として、無産階級支配の下に於ける新しき國家資本主義を採るに至つた時期之である。

そこで先づ第一期の状態から致へて見るに、革命の成就した當初に於てはボルシエヴィズムの政治家達は、都市に於ける工業の社會化を行ひ、無産階級支配の下に於ける共產主義を實現することに急だつたものだから、農民に對しては餘り立入つた干渉を試みず、先づ其爲すが儘にまかせて、彼等をして中立を保たしむるに努めた。されば共產政府は、一九一七年十一月七日に於ける土地に關する最初の政令に依つて、從來大地主に依つて所有されたる一切の土地は無償にて徵收せらるべきものとし、其の收用地は總て全露國民議會が之に關して決定を爲す迄は、地方土地

委員會及び農民代議會の自由に之を處置するを得るものとした。

此の政令後に於て又幾多の規則が發表せられ、一九一八年一月二十七日の政令を以てして終に土地の社會有制に關する根本原則が明かにせられた。

即ち共產政府の示す所に依れば、公に收用せられたる土地及び自作農民の手に残されたる土地は、全人民の所有に屬し、其の土地の上に現實に勞動する人々に依つてのみ使用さるべきものとせられた。そして從來大いに發達せる設備の下に經營せられたる農場は之を分割すべからずと爲し、之は國家又は團體が其儘に使用することとし、斯かる農場のあらゆる設備は國有に移さるゝが、農民の使用する農具や家畜の類は農民に於て依然之を所有するを得るものとせられた。

同時に又男女を問はず、何人でも自己及び家族の力に依つて之を爲し得る限りは土地の上に働きの之を用ゐるを得る權利を有するものとせられ、如何なる形式を以てするも雇傭勞動は禁止せられた。而して地方團體に屬する者にして病氣の爲め土地を耕作し得ざる状態に在る者は、二年を超過せざる期間だけは地方團體は彼の爲めに其の土地を耕作するものとし、二年を経過して尙ほ之を耕し得ざる場合には、彼は土地に對する權利を失ふ代り、國家は彼に癱疾者としての年金を與ふべきものとせられた。

そして地方々々に於ける土地の分配は各地方の狀況に應じ勞動人口に對して各々均等に行はる

べきものとし、其の土地の使用は個人的に行つてもよければ、組合團體に依ても村落團體に依つても經營使用し得べきものとした。斯くて又各地方に於ける農地は時期を定めて分配をし直すものとし、若し分配に際し農地が人口に對して狹隘を告げ各人の需要を充すに足らざる場合には、過剰人口は他地方に移住すべきものとし、其の移住の費用は國家が之を負擔することとした。

總て此の土地國有制に關する計畫は、第三回目の全露國民會議に於て裁可せられ、其の計畫の實行は一九一八年の春以來各地に行はれることとなつた。

けれども之を露國農民の立場よりいへば、彼等の希望したのは決して斯かる土地國有制ではなくて、彼等が革命を歓迎した理由は、實に之に依て彼等多年の渴望たる土地を獲るといふことに存した。そして今土地社會有制の宣言は、各地方に於ける農地をば現に其の地方に於て働きつゝある農民の間に均等に分配すべきものとしたが爲めに、農民は得たり賢しとばかりに自作地ならざる大地主の所有地を分割してしまひ、中央政府は其の分割に對しては殆んど何等の干渉を試むることがなかつた。加之政府は、農民等が「土地所有の社會化といふことはあらゆる農地を自作農民の間に分割し各自が之を所有するを意味する」のだと勝手に解釋するに任かせて置いたのである。即ち政府は暫く農民に手を觸れないで其の爲すが儘に爲さしめて、政府の終局の目的とする所に貢獻する道筋に於て農村の状態の急變するを喜び、其の主義とし方針とする土地公有制と

農民の希望し解釋する所と矛盾するありとも、それは暫く之を不問に附する政略に出たのである。政府の腹と農民の腹とが、斯く別々であり乍ら、然かも農村の状態は兩者の共に希望する状態に向つて變化し壞されて行つたことが、實に此の第一期の特色を爲す次第である。

されば自作農民は土地を分割所有し得て、多年の喝望を滿し得べしと喜むで居る間に、ボルシエヴィズムの政治家等は、都會に於ける多くの無産者を農村に移住せしめ、此等は農村在來の無産者と合して「農村貧民階級」を形造り、自作農民に對して土地を要望し、兩者間に大いなる階級的反目と激しき階級戦争との行はれざるべからざる状態を造り成さしめた。そして此の所謂農村貧民階級は中央政府の保護を受け、「貧者の委員會」を組織して農村を支配する権限を賦與せられたけれども、實際農地を獲得することに關しては、合して共産團體を造り、場合に依ては暴力に訴へても土地を農民より振取り其上に共産農業を造り上ぐることをした。そして此の努力は勿論中央政府に依て支持せられたのである。即ち政府は一面此等の共産團體に對して種々の特典を與ふると同時に、他面に於ては自作農階級をして業務經營上に困却せしめ、漸次彼等を誘引して共産團體に加入せしむる爲めに、種子や農用機械の政府監理に依り、自作農の作業を間接に防礙する方針を採つた。

然し乍ら實際に於ては、農村の共産團體は思ふほどに發展せず、一九一八年の終りに於て革命

露西亞内に於ける其の總數五百を數ふるに過ぎなかつた。そして自作農民階級は其の所有地を擧げて共產團體に投するよりも、寧ろ却つて益々其の所有地を保持し、之を自己の所有として愛護し然かも其の農事經營は昔風の遺方で以て押通さんとし、漸次益々其の態度を強硬にして來たのである。

土地所有に關しては、斯かる状態の存した所へ持て來て、他方食料品の生産分配の實狀はと見れば、革命以來食料品供給の狀態段々劣惡となり、食料缺乏の有様と價格騰貴の状態とは日と共に甚しきを加へて來た。そこで政府は終に穀物專賣制を布いて此の困難を救はんとした。即ち穀物に就いては政府のみ之を一定價格を以て獨占買收する權利を有するものと爲し、一切の私の賣買を禁止したのである。そしてそれは獨り穀物に止らず、あらゆる食料品に及ぶことゝなつた。

然るに農民の側に在つては此の制度に反對し、政府の買收に對して穀物を提供するを拒み、終に穀物の生産を行はざる地方には殆んど穀物の供給を見る能はざることゝなつた。そして「袋商人」と稱せらるゝ密賣者の手に依て少量づゝの食料品供給が行はるゝことゝなり、たゞ殆んど此道の上に依て漸くに多少ともに食料品の配給は行はれ、其の密賣は政府が極力之を禁壓せんと努力するに拘らず、段々廣く行はれる有様となつた。

斯くて共產革命後の政治の最初の六ヶ月間に於ては、食料困難は段々と其度を増すばかりであ

三 共產主義の試練

つた。そして農民は政府が之を求むれば求むるほど、益々頑固に食料供給を拒むた。そこで政府は止むを得ず赤衛軍を派遣して徴發を行はしむることにしたのだが、農民側に在つては、歸村兵士の齎せる小銃や機關銃まで持出して之を防禦する迄に立至つた。状態は全く混沌たるものになつて來たのである。即ち一九一八年五月十八日には全露實行委員會に依て政令が發布せられ、食料品を自家の消費のために必要な分量以上に所有し乍ら、之を他の饑ゑつゝある國民の爲めに供給するを拒む者は、國民の敵たるに外ならず、斯かる亂暴に對してはやはり暴力を以て之に向ふ外はないとせられ、政府は、農民にして徴發買収に應ぜざる者は之を革命裁判に附し、十年以上の懲役を課し、其の財産を沒收し、又永久に村落團體より放逐する旨を宣言した。

此の目的を果す爲めに政府は農村に於ける所謂「農村貧民」を利用することゝし、彼等に行政警察權を與へ、彼等に穀物隱匿者に對する密偵の役を務めしめ、出來得る限り彼等を援助して自作農民階級を壓迫するに努め、村落内に火花を散らす階級戰爭を演出せしめなければ、依然として穀物供給上には多くの効果を擧ぐることを得なかつた。即ち農民は實際に於て供給すべき餘剩穀物を多く所有せなかつたのである。³⁾

3) Leo Pasvolsky, The Economics of Cummunism, N. Y. 1921, p. 65-71 ; p. 242-260

上に示すが如く共產革命後の第一期は露國に取つては實にヌツルム、ウント、ドラシクの時代であつた。即ち農業の組織に於ては、中央政府は土地國有制を宣明せるに拘らず、農民の側に在つては、自作農的小所有制を確定することを以て任とした。そして農村に於ける一般生活は食糧問題を機縁として公に是認されたる形に於て行はれたる「農村貧民」の中産農以上に對する階級戰爭の爲めに殆んど破壊され、無産階級は行政上の實權を掌握し、自作農民以上を抑壓するに日も之れ足らず、農民達は之に堪え得ないで諸所に騷擾の勃發する有様となり、農村は眞に革命の卷となり、農業生産は著しく衰頹するに至つた。

此の状態は中央政府の豫想したる以上に甚しきものとなり、然かも食糧問題の方は少しも事情の改善せらるゝ所なく、食料品はたゞに從來の生産の餘剰の蓄積されたるべしと信せられたるものが出来て多く供給として表はれないばかりでなく、生産が眞實に疲弊萎縮して其後の供給状態をして愈々劣悪ならしめなければ止まない有様を呈するに至つた。流石の中央政府も之には一驚を喫せざるを得ざることとなり、一九一八年を以て從來の方針を打切り、農政上の一變革を企つることゝなつた。即ち一九一八年の終りに於て、農村貧民が自作農階級を征伐するは決して中央政府の意にあらざる旨を宣明し、同時に眞の社會主義の建設は勞働者と農民との連衡に依てのみ行はれ得ることは、中央政府の本來確信する所なる旨を揚言して、自作農階級を農村貧民と握

手せしめ、兩者を合して以て一大無産階級の勢力として、一面には従來の地主や僧侶階級の勢力を打破すると共に、他面に於ては農業生産の復活、振興を圖ることゝした。斯くて即ち一九一九年二月十四日の政令は、農業状態の根本的組織の爲めに發布せらるゝことゝなり、茲に共產革命後の第二期の幕は切つて落されたのである。

一九一九年二月十四日政令は、「社會主義的農業組織に關する規定及び社會主義的基礎の上に農業を組成することに關する方策」として知られたるものであつて、土地國有制を更に明瞭にしたものである。即ち革命露西亞内の耕種し得べき土地全體は單一なる土地基本を形造り、其上に行はるべき農事經營は當該行政機關の手中に屬するものとし、農民が自己の使用地として占有する所のものは固よりすべて國有地たるに外ならず、各自の個別的所有に委せられたるが如く見ゆるは、たゞ暫時の便宜の爲めにせらるゝに過ぎざる旨を明かにしたのである。而して農業を社會化する道としては、人々が共同團結して業を爲すを以て最も有效の道と爲すが故に、ソウイェトツト政府の直接管理の下に在る國營農場、農村共產團體、組合團體等に依る農業經營を以て社會化の目的を達する最良手段と見、從て個人個別的農業はたゞ暫時の過渡的狀態として之を許すに過ぎざるものとしたのである。即ち土地の集合的利用といふことが實に新組織の主眼たるを忘れてはならぬ。

斯くて革命露國の全農地は唯一の國有財産とせられ、其の使用の爲めに三つの形式が認められたわけで、一は國營農場で二は農村共產團體に依る農業なりとする。而して此の兩者は固より共產主義のものである。第三は共產團體ならざる集合的農業組合で、之は共產主義ではないけれども、やはり暫行的のものとしては有効なる農業經營團體として、政府の之を許容し又大いに奨勵する所となつた。

そこで簡單に此の三者に就いて見るに、先づ第一に國營農場は最も進歩せる模範的農業を大規模經營の下に行はんが爲めのものであつて、革命前大地主が之を所有し、經營上並びに技術上最も進歩せる状態に在つたものを以て之に當てるのである。従つて國有全農地中先づ第一に此の國營農場を見定め、次に共產團體の農地を取り、次に組合的共同團體に農地をあてがひ、最後に残つたものを當分個人の個別的占有使用に委ねることとしたのである。そして此の國營農場は全國農業に對する模範として、其の設備に於ても經營振に於ても、他の全體の農業を指導するを任務とすべきものとせられた。即ち其の業務は教育的の意義を有すべきもので、一つには農業上に於ける模範として、一つには又共產主義のプロバガンダの機關として働くべきものとする。先づ農事模範たるが爲めには、試驗場、模範農園、共進會、農學校、圖書館等を農場内に設け、漸次化して都市となるべきものとし、斯くて全露の農民に大規模なる共產農業の個人農業に比して如何

に卓越せるものなるかを示し、彼等を漸次に導いて共産團體其他の共産主義的なる農業形式に誘ひ入れんが爲めに、大いなるプロバガンダの目的を達せしめんとするのである。

ソウイェット農場は官營農場たるが爲めに、其の經營は官の役員として置かれたる個人又は團體に依つて行はれ、勞働は雇傭勞働者に依つて營まれ、勞働者は官營工場に於けるが如く國家の雇つた勞働者として、賃金を得て働くものとする。

次に第二の形式たる共産團體に依る農業は、國營農場ほど高級なものではないけれども、之に亞ぐものとせられ、土地も國營農場に亞いで優良なる土地を當がい、尙ほ政府より種々の特典と便宜とを與ふるものとし、其の必要とする資金の爲めには別に基金を造つて地方々々に於て之を管理し、共産團體の需要する所に從て資金でも機械でも建築材料でも貸與せられ、其の返済は資金でもよければ又食料品に於てしてもよい。而してそれが國營農場と異なる所は後者が農用設備等一切國有で其の經營全部が國營なるに反して、前者は團體が設備を私有し又私的團體の事業として經營を行ふに在る。然し農地は共に固より國有地である。更に又共産團體は任意的團體たるに過ぎぬ。そして共産團體の農業は團體員の勞働に依て行はるべきものとし、たと必要已むを得ざる場合に限り賃金を拂つて雇傭勞働を用ゐるを得る。斯くて生産物に對しては其の一定部分は各團員に對して其の勤勞報酬として分配せられ、殘餘は總べて國家に歸屬し國家は之に對して代

金を支拂ひ、其金は共產農業の擴張と改良との爲めに使用せらるべきものとす。

最後に第三の形式たる組合團體に依る農業は、任意的なる組合團體に依り機械農具等の共同使用と組合員の共同作業とに依て行はれる農業形式である。即ち政府は、全露を化して共產農業たらしめんことは、最も熱心に希望する所だけれども、何分にも國營農場にしてしまへば農民を悉く國家の使用する勞働者たらしめねばならず、之は農民の大多數たる自作農民の習慣とする獨立作業に全然背馳する次第であり、又共產團體を造らしむるにしても、農民は其の所有する農具家畜の類を出して之を團體の共有に移さしめねばならず、之は又自作農民多年の習慣たる所有性に戻る所であつて、此の両形式を急に廣く行はんことは、蓋し容易の業でないことを知つて居る。そこで已をむ得ず暫く非共產主義的ではあるけれども、組合團體に依る農業は之を認め之を奨勵して、以て共同農業の利便を出來得る限り發揚せしめんとしたのである。されば此の組合團體は決して一様なものではないが、然し其の作業は共同に行はるゝを條件として居る。たゞ共產團體と異なる所は、農具其他の經營設備が團體の共有に屬するか組合員の私有に屬するかに存する。而して組合團體に於ても農業勞働は組合員に依て行はるゝを原則とし、たゞ例外的に賃傭勞働を認めるに過ぎぬ。

組合の生産の結果に成れるものに對しては、先づ次年の爲めの種子、家畜の維持、機械の修繕

等の爲めに必要なものを取去り、次に組合員の間在一定率に従て分配を行ひ、其の殘餘は國家の徵收する所に委かすべきものとし、組合は其の代金を受取り組合の改良發達の爲めに用ゆべきものとす。

此種の組合團體は又政府の大に獎勵する所なるが爲めに、政府は資金上其他に於て之に種々の便宜を與へる。それに又組合は、自己の用ゐる農用機械が不足し不十分なる場合に、個人農民の所有して十分に之を用ゐざるものある時は、之を徵發使用するを得るものとせられ、其の使用に對しては富める農民には代價を支拂はなくてもよく、中農民に對しては組合が一定標準に依り定めたる所に従て代價を拂ふものとせられて居るのである。此點に於ても共產主義的精神の發露を窺ひ得る意味に於て、此事は吾等の研究上注意に値する所と謂はねばならぬ。

要するに斯の如くにして一九一九年二月十四日の政令は、共產露國の農業に關する根本組織を規定したけれども、然し實狀に於ては、そは殆んど紙上の規定たるに止つて、露國農業共產化は中々容易に實現せうとせないのである。従て農地の面積の上から右三種の農業組織と個人的農業との分布の状態を見れば、後者は殆んど大部分を占めて、前三者は一小部分に存し行はれるに過ぎぬ。而して露國農業の中堅たるものは依然として自作農民階級であつて、農業經濟上の實權力は彼等の依然掌握する所に屬する。

元來自作農民は其の農地を所有する點からいへば地主だけれども、同時に其の農地の上に働き自ら一個の勞働者として農業は主として自家の勞働を以て之を營む點からいへば勞働者である。

茲に於てかソウイェット政府の人々も此の自作農民に對して、如何なる態度を取るべきかについては、最も困難を感ぜざるを得なかつた。斯くて最初は之を中立せしむべき態度を取つたけれども、其の中立は食料問題に依る貧民階級との階級戰爭の爲めに、無慘にも破壊されてしまつた。

そして「農村貧民」は政府の援助の下に頻りに中農征伐を行ひ、形の上では村の支配者となり得たけれども、そはたゞ行政上警察官たる役目を爲すに止り、經濟上に於ては、到底自立自活の道を得ず、中農階級の消極的對抗をば如何ともすることが出来なかつた。之に反して自作農民は、自ら耕して食ふ者なれば、元來生活に自立の地盤ある所へ持て來て、食料品の誅求が加はれば行はるほど、曩日の自給經濟狀態に逃げ歸り、たゞ自家の必要とするだけの食料品を生産し、工業製品の如きも、之を自給する道を講ずるに至つた爲めに、其の地位は實生活的には益々堅固なものとなつた。

斯くて一九一九年二月の政令が發布されても、中農民は多く共產團體を作らうとせせず、彼等を征伐すべき農村貧民は、却つて事實に於ては彼等の爲めに精神的に征服せられ、共產主義を中農階級に吹き込む代りに、却つて無産者自ら自作農的氣風に感染するやうな有様となつてしまつ

た。木伊乃取が木伊乃にならんとする危険が却つて大となつて來たのである。

此の狀態は共產露國に取つては、由々敷大事といはなければならぬと同時に、食料問題の方面は、寸毫も改善せられざるのみならず、農民が漸次其の耕作の面積を減じ、自家必要以外の穀物を作らず、馬匹の如きは公用勞役を免るゝ爲めに之を賣却して顧みないやうな風で、農業生産の狀態月々に劣異となるばかりだつたから、中央政府に於ては、從來主として餘剩食料品の徵發に力を致し、一九一九年の初頃までは生産の方面に對しては強制を行ふことなかつたのだが、終に強制を農業生産に向つて行ふの已むを得ざるを見るに至つた。斯くて即ち一九二〇年に入つてからは、殆んど軍隊的組織の下に生産を強制し、一九二〇年の冬作穀物の播種の如きは、軍隊監視の下に行はれた地方あるに至つた。そして政府は播種を怠る者は之を嚴罰に處することゝなし、種子なき者には之を給與して、ともかくも農業生産の増加せらるゝに至らんことを強要するに至つた。而して問題は食料問題を中心として、漸次都市對農村の問題となり、國內の經濟狀況頗る險惡にして然かも切迫せる狀況を呈するに至つたのである。⁴⁾

四 共產主義より國家資本主義へ

大體上に説くやうな有様で以て、共產革命後の第二期は、中央政府の側に於ては農業に對する

4) L. Pasvol'sky, op. cit. p. 71-83; p. 273-284.

共產主義の組織的實行の爲めに、其の準據たるべき法規を定め又之が實行に必要な強制を農民に對して行ふことに勢力を集注し、穀物の強制徵收は終に農業生産の強制に迄進むだ。然るに之に對する農民側の反抗は飽迄なほ強いものであつて、然かも其の實力は農民側に八分の勝目あり、強制しても壓迫しても、農民等は護謨の如くたゞ小さくなるばかりで、其中から殆んど多くものが絞り出さるゝ所はなかつた。斯くて露西亞の經濟狀態は、一方農業方面に於ける此の事情が他方工礦業方面に於ける共產的國營制の不成功と相並むで、經濟全體として漸次痠痺し疲弊するに至り、何等か思ひ切つたる一變動を爲すにあらざれば、段々と行詰る外はないことになつた。そして其の狀態は一九二〇年の終り頃には段々甚しきものとなつたのである。

茲に於てか中央政府に在つては、レーニン及クラシン一派の稍々穩和なる政治家的分子と、トロツキー一派の飽迄共產主義を強行せんとする理論派との間に、大いなる意見の闘争が行はれることとなり、一時政府の分裂すら氣遣はるゝ有様を呈するに至つた。然し其中にレーニン派の意見は漸次勝を占めて、茲に終に經濟的一大回轉は演ぜらるゝこととなつた。そして共產革命後に於ける第三期は開かれることとなつたのである。

此の經濟的大回轉は、一九二一年三月十六日に倫敦に於て調印せられたる英露通商協約と、同月二十一日に發布されたる現物税法とを引掛として行はれた。即ち外に對しては革命後孤立し或

意味に於ては經濟的に封鎖状態に在つた露國が、再び列國と通商關係を結ぶこととなり、又内に在つては、從來の食料品強制徵收に代へて、收穫實物に依る歩合税法を定めたること之である。而して此の内外に對する政府の態度の變化は、實にその採れる政治的見地の一變せるより來れるものなること、最も注目し値する所たらざるを得ない。

從來勞農政府は飽迄直接法なる共產主義實行の政治的見地に立ち、農工業に於ける私的企業を否認して國營主義を原則と爲し、たゞ暫時の例外としてのみ私的經營を許し、それもとゞ主として農業に於ける自作經營を默認したるに過ぎなかつた。それと同時に又一切の私的商業を禁止し、穀物に對しては、一定價格に依る國營專賣制を布き、私人による賣買は法規上に於ては之を嚴禁し、又その密賣者を取締るに力を盡した。其他銀行業の私營を禁止鐵道船舶の私營を禁止、要するに私的資本に依る私的企業は、共產主義の原則に照して、之を禁制したのである。従て外國に對しても外資を私的に輸入するとか、外國人の國內企業を許すとかいふことは、頭から問題にはならなかつたのである。然るに今やレーニン一派は、未だ共產主義に對して十分の理解なく、又共產的共同作業と共同生活とに對して訓練なき勞働者や農民に對して、共產主義を遮二無二實行せうとして飽迄其の態度を續けて見た所で、到底建設の功は奏し難く、要するに露西亞の實狀は斯かる程度の經濟的變革を端的に成就し得る迄に熟して居らぬことを知り、其の意味に於ては共產

主義の實驗は失敗に終つたことを認識せざるを得なかつたものだから、茲に態度を一變して、無産階級支配の下に於ける國家を以てする一種の資本主義（資本主義といふ名は不適當であるかも知れぬが）に立歸ることゝなつた。斯くて即ち生産上に於ては一定の私的企業を許し、自作農業の如きは固より之を正當の企業として許容すると同時に、外國の資本の輸入を歓迎し、外國人の國內事業經營をも一定の條件の下に許容し、又商業賣買も或範圍迄は自由なるものとし、穀物の強制徴收の代りに現物税法を布き、税と自家消費以上の食料品餘剰は之を私に賣買するを得るものと爲し、獨占的なる專賣制を廢止することゝなつたのである。

此の經濟政策上の大變更に依て、レーニンの所謂「戰時共產主義」は其の破壊力を失ふことゝなり、農村に於ては、茲に即ち新たな制度としての自作、農的、小農制が確立さることゝなつた。共產革命以後自作農制は農民自身に依て樹立せられ、舊時代の封建的大地主制を亡ぼして其の殘骸の上に小農制は事實に於て造り成されたのだつたが、そは茲に又愈々其の地盤を固めることゝなつてしまつた。

革命露國政府の右の如き態度の變化は、世間から種々に批評せらるゝ所で、或は之を以て共產主義の抛棄なりとし、或は之を以て資本主義への降伏なりとする。若し共產主義なるものを、あらゆる私有財産の否認、あらゆる私的企業の否認、あらゆる商的業務の否認の上のみ成立つも

の意見、完成なる共同所有と共同事業とに依て行はれる社會的生産と分配の組織なりとするならば、ソウイェット政府の行はんとする所は共產主義ではなく、たゞにそれが一九二一年に於て拋棄されたりと謂ふべきばかりではなく、それは初めから實行されなかつたのである。けれどもレーニン其他の人々に取つて大事なことは、名前ではなく實質である。露國に社會主義的建設を爲さんことが其の目的なのだから、其の目的を達せんが爲めに必要避くべからざるに於ては、所謂「國家資本主義」の道を通じて進み行くことは、彼等の敢て避けざる所である。然かも其の國家資本主義なるものは、それが個人主義的なる所謂資本主義とは大いに其の主義内容を異にするものたるに於ては、之も亦社會主義への通路として、之を通過して進むに何の憚る所もないであらう。強いて眞直に共產主義を實行し、事情の成熟せざるが爲めに、國を擧げて經濟的破綻に陥らんよりは、暫く道をかへて權道より進むも亦已むを得ざるなりとは、彼等の信する所である。

然しそれは兎に角として、露國の農業から之を謂へば、農民は農奴解放以來農地に饑えて之を求めて居たのである。而して革命は彼等に約するに農地分配を以てした。然るが故に彼等は革命を歓迎したのである。そして銘々大農地を分割して自的地盤を造り上げるに懸命となつたのである。然るにソウイェット政府は土地は國有なり共有なりとして農民に所有權を與へやうとはせず、却つて總てを擧げて共產化せんとした。之れ農民に取つては實に意外のことであつて、彼

等は麵麩を求めて石を與へられんとするの感を禁じ得なかつたのである。そこで彼の共產化の時期を通じて農民は極力之に反抗して來た次第である。されば今やその共產化の政策の手が緩められて、土地國有制の原則は明らかに抛棄せられないにしても、農耕經營の自由と農作物處分の自由とが與へられ、事實に於て自作農制の行はるゝ状態が、公に認めらるゝことゝなつたのは、農民に取つては實に求めたるものゝ甫めて眞實に與へられたる感あらざるを得ざらしむる所と謂はねばならぬ。

而して一面から之を見れば、過般の大戦のお蔭で以て、露國の農民は或は俘虜として獨逸に捕はれて居た間に、又其等の者の歸國に依つて教へられたるが爲めに、現代的なる機械使用の農業、人造肥料使用の農業、科學的智識の上に行はるゝ輪作法等の新しき農業に接する機會と之を輸入する機會とを持ち得た。そして彼等が二十世紀の世に居り乍ら尙ほ中世式の農業状態の中に眠つて居た夢から醒めて、此の新農業の曙光に接し得たことは、彼等に取つては實に驚天動地のことであつた。それにつけ加へて革命のごさくさは、封建の遺物たる貴族的大農地を打破する機會と動機とを與へて呉れたのだから、茲に甫めて露國の農民階級は、眞の解放を得ることが出來、自主的農業の典型と信せられたる自作農制に驀然に進み込むことゝなつた。

して見れば農民が此の自作農的小農制を固執し、頑強に共產主義化に抵抗したのも洵に故ある

次第である。又レーニンが終に農民の實狀に鑑みて、退一步の政策を探るに至つたのも亦故ある所とせなければならぬ。恐らく今後暫くは、此の自作農制こそ露國の支配的農業組織として存續することであらう。そして之に依つて徐々に露國の農業生産狀態と、農村一般の狀態と、更には一般經濟の狀態とが、其の活力を恢復し又安定を得ることであらう。此の恢復と安定とは露國現下の狀態に於て何よりも必要なことである。だからソウイェット政府の人々は終に之を齎し得る道を取つて進むことゝした。而して今後此の恢復と安定との得られたる上に於て、さて又如何にして農業といはず一般的に露國經濟の社會主義化が行はれ得るかは、一に之れレーニン其他ソウイェット露國の中心勢力たる人々の政治的手腕に繫がつて居る。吾等は氣を長くして、徐ろに表はれ來る事實の發展を觀察せなければならぬ。そしてまだ事實の發展中に於て、即ち事業半ばに於て、之に對して輕率に斷定的批評を試むることは、之れを慎まなければならぬ。(完)

5) 福田博士著 *ボルシエガ非ズム研究* 二九六—三二九頁
The Economist, Vol. XCIV, No. 4101 & 4103. London April 1, 15, 1922
(Russian Problems, I & III.)